

平成31年度 愛知県優秀技能者表彰要領

1 趣旨

この要領は、愛知県優秀技能者表彰に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 表彰の概要

(1) 表彰の目的

優秀な技能者を表彰することにより、技能者に対する社会一般の認識を高めるとともに、技能者の社会的地位及び技能水準の向上を図ることを目的とする。

(2) 表彰の方法

表彰は、毎年11月に、知事が賞状を授与して行う。

(3) 表彰の基準

この表彰を受けることができる者は、次の各号の全てに該当する者とする。

ア 県内の事業所に勤務する者（事業を営む者を含む。）であること。

イ 別表の職種の業務に従事する者であること。

ウ 表彰の行われる日において、現役の技能労働者として従事している者であること。

エ その者の有する技能が、次のいずれにも該当すること。

(ア) 1級技能士又はこれと同等以上の技能を有していること。

(イ) 極めて優秀な製品の製作又は建造をした等の評価、実績を有していること。

オ その者の有する技能を通じて、次のいずれかにより社会に貢献した者であること。

(ア) 後進の指導育成に努め、技能水準の向上に著しい功績を収めた者であること。

(イ) 作業の改善に努め、生産性の向上に著しく寄与した者であること。

(ウ) 文化財等の保存に貢献した者であること。

(エ) 伝統的工芸品その他これに類する製品の製作又は建造に従事する職種に従事し、その工法の伝承に努めた者であること。

カ 社会人として模範と認められる者であること。

なお、過去において、科料以上の刑罰（道路交通法違反による罰金も含む。ただし、反則金は除く。）

に処せられたことのない者であること。

キ 過去において、本表彰を受けていない者であること。

3 被表彰者の決定方法

(1) 被表彰候補者の推薦

市町村長、商工会議所会頭（商工会長）及び産業団体等の長は、表彰の基準に該当する者について、次により知事に推薦するものとする。

ア 提出書類

(ア) 愛知県優秀技能者被表彰候補者推薦書（様式1）

(イ) 被表彰候補者ごとに作成した、推薦調書（様式2）

※個人情報の取扱いについて

推薦調書等によって入手した個人情報は、優秀技能者の選考及び表彰以外の目的には使用しない。ただし、受賞者について、顕彰のために、原則として、職種、氏名、年齢、現住所、所属事業所・職名等、功績の概要を公表し、また、行政等の広報誌、ホームページ等に掲載する予定であるので、あらかじめ被推薦者に説明を行い、同意を得ること。

イ 提出期間

平成31（2019）年6月3日（月）から6月30日（日）まで（当日消印有効）

（※ただし、愛知県庁へ持参の場合は、平成31（2019）年6月28日（金）午後5時まで）

(2) 被表彰者の選定

ア 表彰を受ける者は、前項の推薦に基づき、知事が選定する。

イ 知事は、選定を行うに当たっては、愛知県優秀技能者表彰審査委員会の意見を聞くものとする。

ウ 愛知県優秀技能者表彰審査委員会に関し、必要な事項については別に定める。

(3) 推薦・問合せ先

愛知県労働局産業人材育成課 技能振興グループ

電話052-954-6375(ダイヤルイン)

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号 愛知県庁西庁舎8階

(5月以降は愛知県庁本庁舎2階)

別 表

職 業 部 門 及 び 職 種

職業部門	職 種	
	職 種 区 分	職 種 名
I 金属材料製造の関係	1 金属材料製造の職業	①製鉄工、製鋼工、②非鉄金属製錬工、③鋳物工、④鍛造工、⑤金属熱処理工、⑥圧延工、⑦伸線工、⑧金属材料製造検査工、⑨その他の金属材料製造の職業
II 金属加工、その他の金属加工等、金属溶接・溶断・めっき、一般機械器具組立・修理及び計器・光学機械器具組立・修理関係	1 金属加工の職業	① 金属工作機械工、②板金工、③金属手仕上工
	2 その他の金属加工等の職業	①金属プレス工、②鉄工、びょう打工、製かん(缶)工、③針金製品・針・ばね製造工、④金属研ま工、⑤金属彫刻工、⑥金属製家具・建具製造工、⑦金属製品製造工、⑧金属加工・金属製品検査工、⑨その他の金属加工の職業
	3 金属溶接・溶断・めっきの職業	①電気溶接工、②ガス溶接工、ガス切断工、③めっき工
	4 一般機械器具組立・修理の職業	①原動機組立工、②金属加工機械組立工、③その他の一般機械器具組立工、④一般機械器具修理工
	5 計器・光学機械器具組立・修理の職業	①時計組立工・修理工、②計器組立工・修理工、③光学機械器具組立工・修理工、④レンズ研ま工・調整工、⑤その他の計器・光学機械器具組立・修理の職業
III 電気機械器具組立・修理及び電気作業関係	1 電気機械器具組立・修理の職業	①発電機・電動機組立工・修理工、②配電・制御装置組立工・修理工、③民生用電子・電気機械器具組立工・修理工、④電気通信機械器具組立工・修理工、⑤電子応用機械器具組立工、⑥半導体製品製造工、⑦電球・電子管組立工、⑧電子機器部品製造工、⑨束線工、⑩被覆電線製造工、⑪乾電池・蓄電池製造工、⑫電気機械器具検査工、⑬その他の電気機械器具組立・修理の職業
	2 電気作業者の職業	①発電員、変電員、②送電線架線工、③配電線架線工、④通信線架線工、⑤電気通信設備工、⑥電気工事作業員
IV 輸送用機械器具組立・修理関係	1 輸送用機械器具組立・修理の職業等	①自動車組立工、②自動車整備・修理・板金工、③航空機組立工・整備工、④鉄道車両組立工・修理工、⑤自転車組立工・修理工、⑥船舶ぎ装工、⑦輸送用機械器具検査工、⑧その他の輸送用機械器具組立・修理の職業
V 染色・紡糸等繊維製造及び衣服関係	1 染色・紡糸等繊維製造の職業	①染色・仕上工、②粗紡工、精紡工、③合糸工、ねん糸工、加工糸工、④揚返工、かせ取工、⑤その他の紡糸の職業、⑥織機準備工、⑦織布工、⑧精練・漂白工、⑨編物工、編立工、⑩フェルト・不織布製造工、⑪つな・あみ製造工、⑫その他の織布・同関連の職業、⑬帽子製造工、⑭裁断工、⑮ミシン縫製工、⑯刺しゅう工、⑰その他の衣服・繊維製品製造の職業
	2 衣服の職業	①婦人・子供服仕立職、②紳士服仕立職、③和服仕立職

職業部門	職 種	
	職 種 区 分	職 種 名
VI 建設、土木・舗装・鉄道線路工事、採鉱・砕石及びその他の採掘、その他の建設、建設機械運転及び農業関係	1 建設の職業	①大工、②型枠工、③鉄筋工、④とび工
	2 土木・舗装・鉄道線路工事の職業	①土木・舗装作業員、②鉄道線路工事作業員
	3 採鉱・砕石及びその他の採掘の職業	①採鉱員、②採炭員、③石切出作業員、④じゃり・砂・粘土採取作業員、⑤ダム・トンネル掘さく工、⑥さく井工、採油工、天然ガス採取工、⑦支柱員、⑧坑内運搬員、⑨選鉱員、選炭員 ⑩他に分類されない採掘の職業
	4 その他の建設の職業	①れんが積工、タイル張工、ブロック積工、②屋根ふき工、③左官、④配管工、鉛工、⑤熱絶縁工、⑥防水工、⑦潜水作業員、⑧その他の建設の職業
	5 建設機械運転の職業	①建設用機械運転工
	6 農業の職業	①植木職、造園師(工)
VII 窯業製品製造、化学製品製造、ゴム・プラスチック製品製造及び土石製品製造関係	1 窯業製品製造の職業	①窯業原料工、②ガラス製品成形工、③ガラス製品加工工、④陶磁器製造工、⑤施ゆう工、ほうろうがけ工、⑥窯業絵付工、⑦ファインセラミック製品製造、⑧セメント製造工、⑨セメント製品製造工、⑩れんが・かわら類製造工、⑪石灰・石灰製品製造工、⑫七宝工、⑬窯業製品検査工、⑭その他の窯業製品製造の職業
	2 化学製品製造の職業	①化学工、②石油精製工、③化学繊維工、④油脂加工工、⑤医薬品・化粧品製造工、⑥その他の化学製品製造の職業
	3 ゴム・プラスチック製品製造の職業	①ゴム工、②ゴム製品製造工、③タイヤ製造工・修理工、④プラスチック製品成形工、⑤プラスチック製品加工工、⑥ゴム・プラスチック製品検査工、⑦その他のゴム・プラスチック製品製造の職業
	4 土石製品製造の職業	①石工、②その他の土石製品製造の職業
VIII その他の関係	1 木・竹・草・つる製品製造の職業	①製材工、②チップ製造工、③合板工、④木工、⑤木製家具・建具製造工、⑥船大工、⑦木製おけ・たる製造工、⑧曲物製造工、⑨木彫工、⑩とう・き柳製品製造工、⑪木・竹・草・つる製品検査工、⑫その他の木・竹・草・つる製品製造の職種
	2 パルプ・紙・紙製品製造の職業	①パルプ工、紙料工、②紙機械すき工、③紙手すき工、④加工紙製造工、⑤紙器製造工、⑥紙製品製造工、⑦その他のパルプ・紙・紙製品製造の職業
	3 印刷・製本の職業	①文字組版作業員、②製版作業員、③印刷作業員、④印刷物光沢加工作業員、⑤製本作業員、⑥その他の印刷・製本の職業
	4 かわ・かわ製品製造の職業	①製革工、②くつ製造工・修理工、③その他のかわ・かわ製品製造の職業

職業部門	職 種	
	職 種 区 分	職 種 名
Ⅷ その他の関係	5 食料品製造の職業	①めん類製造工、②パン・菓子製造工、③豆腐・こんにやく・ふ製造工、④かん詰・びん詰・レトルト食品製造工、⑤乳・乳製品製造工、⑥水産物加工工、⑦食肉加工品製造工、⑧野菜つけ物工、⑨その他の食料品製造の職業
	6 食品原料製造の職業	①精穀工、製粉工、②製糖工、③味そ・しょう油製造工、④動植物油脂製造工、⑤その他の食品原料製造の職業
	7 飲料・たばこ製造の職業	①製茶工、②酒類製造工、③清涼飲料製造工、④たばこ製造工、⑤その他の飲料・たばこ製造の職業
	8 生活衛生サービスの職業	①理容師、②美容師・着付師
	9 飲食物調理及び接客サービスの職業	①調理人、②バーテンダー、③給仕従事者
	10 その他の技能工、生産工程の職業(1)	①内張工、②表具師、③塗装工、④畳工、⑤内装仕上工、⑥他に分類されない技能工、生産工程の職業
	11 その他の技能工、生産工程の職業(2)	①画工、広告美術工、②映写技士、③製図工、写図工、④現図工、⑤包装工
	12 装身具等身の回り品製造の職業	①かばん・袋物製造工・修理工、②がん具製造工、③楽器製造工、④模型・模造品製作工、⑤和がさ・ちょうちん・うちわ製造工、⑥洋がさ製造工、⑦ほうき・ブラシ製造工、⑧漆器工、⑨貴金属・宝石細工工、⑩甲・角・貝・きば細工工、⑪印判師、⑫げた製造工、⑬竹細工工、⑭草・つる製品製造工、⑮その他の装身具等身の回り品製造の職業
	13 定置機関・機械運転の職業	①汽かん士、②クレーン・巻上機運転工、③ポンプ・ブロワー・コンプレッサー運転工、④その他の定置機関・機械運転の職業
	14 情報処理技術・通信技術の職業	①システム設計エンジニア、②ソフトウェア開発エンジニア、③システム運用管理エンジニア、④通信ネットワークエンジニア
	15 その他の生活、衛生サービスの職業	① クリーニング工、②洗張工
16 その他	I～Ⅶ及びⅧの1～15に属さない技能的職種 (アニメーター、ウェブデザイナー、グラフィックデザイナー等)	

備考

- 1 本表の職種欄に掲げる職種は、「厚生労働省編職業分類」の小分類による職種である。
- 2 管理的職員又は職業訓練指導員が管理等の仕事以外の技能を要する仕事に主として直接従事している場合は、当該従事している技能を要する職業に分類すること。

推薦調書の記載方法について（丸数字は推薦調書（様式2）の番号と同じ。）

- ① 「職業部門—職種区分—職種名」には、P. 2～4の別表「職業部門及び職種」に記載した番号及び職種名を記入すること。
※別表の職種のどれに当てはまるか不明な場合は、御相談ください。
- ② 「氏名」には、戸籍に記載されている字画で、特に丁寧に記入し、ふりがなを付けること。なお、改姓・改名又は雅号・通称等のある者については、（ ）内に記入すること。
- ③ 「生年月日・年齢・性別」には、戸籍に記載されている生年月日を記入し、11月1日現在の満年齢を記入するとともに、男・女いずれかを○で囲むこと。
- ④ 「最終学歴」には、最終学歴（専門学校、各種学校、認定訓練施設等を除く。）を「○○中学校」、「○○高等学校（○○科）」等のように記入するとともに、卒・中退のいずれかを○で囲むこと。
- ⑤ 「現住所」には、番地、アパート名まで略さずに記入すること。
- ⑥ 「就業先」には、次のとおり記入すること。
 - (1) 「事業所名」には、雇用されている者は企業名を記入し、自営の者は屋号等を記入すること。
 - (2) 「部署・地位」には、支店名や工場名等、所属部署を記入し、職名を記入すること。
 - (3) 「所在地」には、番地、アパート名まで略さずに記入すること。
 - (4) 「従業員数」には、勤務（又は自営）する企業の全従業員数（概算でも可。）を記入すること。
 - (5) 「資本金」には、勤務する企業の資本金の額を記入すること。
 - (6) 「1日平均の就労時間」には、勤務日1日当たりの平均就労時間を記入し、「うち技能従事時間」には、1日当たりの平均就労時間のうち、専ら技能に従事している時間を記入すること。
 - (7) 「技能の主な従事内容」には、専ら技能に従事している時間のうち、主な従事内容について記入すること。
- ⑦ 「職歴」には、表彰に関する技能職種に従事していた職歴に関して、次のとおり記載すること。
 - (1) 「事業所名（部署名）」には、雇用されている者は企業名及び部署名を記入し、自営の者は屋号等を記入すること。なお、部署の異動等があった場合でも職務の内容が同一の場合は、部署名は最終の部署のみを記入すること。
 - (2) 「職務内容」には、具体的な職務の内容を簡潔に記入すること。
 - (3) 「在職期間」には、期間の始期及び終期を記入すること。なお、現職についての終期は、「現在」と記入すること。
 - (4) 「在職年月数」には、半月単位で計算した在職年月数を記入すること。この場合、期間が引き続いているときは、合算して在職年月数を記入するものとする。なお、現職については、表彰が行われる月の1日までの在職年月数を記入すること。また、半月未満又は半月以上1月未満の端数については切り捨てること。
 - (5) 「重複を除く年月数」には、在職年月数の合計を記入すること。ただし、同一の時期に2以上の職にあった期間については、合算しないこと。
- ⑧ 「審査委員歴等」には、表彰に関する技能職種に関連した国・県の技能検定委員及び補佐員、社内検定等の委員並びに作品展の審査委員等、審査委員の名称と従事内容（職種名、作品名）、その主催等、始期及び終期を記入すること。
- ⑨ 「団体役員歴等」には、業種別組合・団体等の役員歴がある場合、その名称と地位、始期及び終期を記入すること。また、いくつかの地位を歴任している場合は、その最高位の地位のみ記入すること。
- ⑩ 「模範性」には、町内会やPTA等地域社会活動の実績があれば、その内容を記入し、刑罰の有無、破産宣告の有無、成年被後見・被保佐人に該当については、有・無いいずれかを○で囲むこと。
- ⑪ 「障害の有無」には、有の場合は障害名、級・程度、認定年月日を記入すること。

- ⑫ 「過去の推薦状況」には、過去において本表彰への推薦がある場合は、その年度及び推薦回数
の合計を記入すること。なお、過去において本表彰を受けたものは、再び推薦できない。
- ⑬ 「免許・資格等」には、表彰に関する技能職種に関連した免許、資格等の名称と、取得年月日
を記入すること。
- ⑭ 「技能の特徴・評価・実績等（概要）」には、本表彰に推薦するにふさわしい技能の評価、実績
等について記入すること。なお、この欄には簡潔に概要のみ記入し、詳細を別紙として差し支えな
い。
- ⑮ 「表彰・入賞歴」には、あらゆる表彰について、名称、受賞年月日、実施団体及びその表彰の内
容について記入すること。
- ⑯ 「後進の指導育成実績」には、各項目別に始期及び終期、その内容（派遣先、教育訓練の名称等）
を記入すること。「外部の教育訓練」欄には、記載例を参照し、指導に当たった実日数を必ず記載
すること。
- ⑰ 「作業改善等」には、特許、実用新案、意匠登録及びその他社内・外における改善提案又は作業
改善の実績件数を記入するとともに、その内容について記入すること。
- ⑱ 「文化財の保存又は生業的職種に従事の有無」には、文化財の修復等又は生業的職種（伝統的工
芸品その他これに類する製品の製作又は建造に従事する職種）に従事した期間と、文化財の修復に
あつてはその文化財の名称、文化財指定状況、所在地及び修復等の作業内容を、生業的職種にあつ
てはその従事内容を記入すること。

調書を記入する場合には、黒インク、黒ボールペン、ワードプロセッサ等で明瞭に記入する
こと。なお、この調書は、被表彰者選考のための基本票となるので、記載は明瞭かつ的確に漏
れなく記入すること。調書に書ききれない場合は、別紙としても差し支えない。（ただし、必要
以上の膨大な資料を提出しないこと。）

また、調書には、別冊として、被表彰候補者の技能の程度及び功績を立証又は説明する資料
を添付すること。この資料は返還しないので、返還を要しないものを添付すること。なお、資
料はA4サイズに統一し、量を少なくするためなるべく両面を使用すること。

- a 本人の手による代表的な作品、建造物等の写真又はその鮮明な写し
- b 本人の事績に関する新聞、雑誌、業界誌等の記事又はその写し
- c 発明、考案、改善等については、改善前と改善後の比較をなるべくわかりやすく、簡潔
に書いた資料

(様式2)

推薦書

記載例(工業系以外)

別表の職種のどれに当てはまるか不明な場合は、御相談ください。

Table with 2 columns: 推薦者 (Recommender) and details (団体名, 所在地, 電話番号). Details include 〇〇組合, 名古屋市中区三の丸〇-〇-〇, 052-111-1111.

Table with 3 columns: ① 職業部門 (職業区分 - 職種名), 職種名 (別表から転記), 事業所内で本人が従事している職種. Values: VII - 4 - ①, 石工, 石工.

Table with 2 main columns: ② 氏名 (旧氏名等), ③ 生年月日 (年齢・性別), ④ 最終学歴, ⑤ 現住所, ⑥ 就業先. Includes details for 山田一郎 (加藤), 1952年12月1日 (66歳), 〇〇店 (自営者は屋号等), 岡崎市〇〇町〇〇1番地.

Table with 2 main columns: ⑦ 職歴 (職務内容, 在職期間), 重複. Includes 〇〇石材店(見習・職人), 〇〇石材店(店主), 49年7月.

Table with 2 main columns: ⑧ 審査委員歴等 (名称(従事内容), 始期, 終期). Lists various committees and their terms.

Table with 2 main columns: ⑨ 団体役員歴等 (団体等名称(地位), 始期, 終期), ⑩ 模範性 (地域社会活動の実績, 刑罰の有無, 破産宣告の有無, 成年被後見・被保佐人に該当). Includes 〇〇組合(理事長), 〇〇町内会長.

Table with 2 main columns: ⑪ 障害の有無 (障害名, 級・程度, 認定年月日), ⑫ 過去の推薦状況 (28年度, 27年度). Includes 過去受賞者は賞枠外 合計 2回.

刑の消滅(刑法34条の2による消滅)
○禁固以上の実刑の時は刑の執行の終了の月の翌月から起算して10年
○現金等納付による刑の執行の終了の場合は刑の執行の終了の月の翌月から起算して5年経過した時刑の消滅となる

氏名 山田 一郎

⑬ 免許・資格等	名称	取得年月日	名称	取得年月日
		年 月 日		年 月 日
	職業訓練指導員免許(石材科) (免許証の写し添付)	10 11 10	○伝統工芸士・県技能評価上級 調理師技能検定・上級着付け師・第一種電 気工事士・一級建築施工管理技士 は全て一級扱い・ ○業界認定資格は認めない	
	技能検定1級(石工(石材加工作業)) (合格証書の写し添付)	63 4 5		
	ものづくりマイスター認定	26 11 7		
	あいち技の伝承士認定	30 7 3		

免許証の写し等、証拠書類のないものは記載しない

⑭技能の特徴・評価・実績等(概要)
 長年にわたり、石工として〇〇石工品の技術・技法の習得に精励し、全国に製品を多数送り出している。
 (詳細は別紙や写真等を添付)
 ・新しいデザインの〇〇石の新製品を開発し、〇〇を使った細工の加工技術に優れている。
 (詳細は別紙や写真等を添付)
 ・職業訓練指導員の認定を受け、後進の指導育成に多大に貢献している。
 ・〇〇組合において長年役員を担い、業界の発展に尽力している。

詳細は別添書類とし、簡潔に概要のみ記載する

表彰状の写し等、証拠書類のないものは記載しない

⑮ 表彰・入賞歴	名称	受賞年月日	表彰実施団体	表彰の内容
		年 月 日		
	技能に対する表彰・入賞			
	〇〇コンクール 優秀作品賞	12 11 1	〇〇組合連合	優れた技能に対する表彰 (表彰状の写し添付)
	第×回 技能五輪全国大会 入賞	20 11 5	中央職業能力開発協会	〇〇職種 第3位 (表彰状の写し添付)
	△△フェア 優秀賞	24 5 20	愛知県△△組合	優れた技能に対する表彰 (表彰状の写し添付)
	叙勲、褒章、その他功績に関する表彰			
	△△会 貢献表彰	14 8 10	愛知県技能士会連合会	事業推進に対する感謝状 (表彰状の写し添付)
	愛知県職業能力促進大会 功績表彰	10 11 20	愛知県職業能力開発協会	訓練生指導功績(表彰状の写し添付)
	××市 功労表彰	15 9 15	××市	市政功労(表彰状の写し添付)

⑯ 後進の指導育成実績	件名	始期	終期	内 容	
		年 月	年 月	公共職業訓練校名又は県の認定職業訓練実施団体・事業所名	訓練科名
	公共職業訓練又は県の認定職業訓練(指導員又は講師)	5 4	13 3	〇〇技術工学院 (講師)	〇〇科
	内部の教育訓練(取引先企業・関係団体を含む)	60 4	2 3	後継者への技術指導	関係組合への技術指導
		20 4	24 3	〇〇組合の組合員への技術指導	
	海外技術指導	6 7	6 8	〇〇国〇〇会社における現地技術指導	指導に当たった日数を通算し、必ず記載する
		14 1	14 3	〇〇国からの研修生に対する技術指導	

3年間にわたり1年当たり2日ずつ指導した場合

通算の指導実日数

2年間にわたり1ヶ月当たり2日ずつ指導した場合

6 日

10年間にわたり1ヶ月当たり5日ずつ指導した場合

48 日

600 日

内 容	
あいち技能プラザ(2010~2012)	
〇〇短期大学 〇〇技術講師	
△△会社への技術講習会	取引先でない会社への技術指導
〇〇文化センターでの技術講師	

⑰ 作業改善等	区分	特許 件	実用新案 件	意匠登録 件	その他 2 件
	概要	・コンピュータ導入による図面製作工程の合理化を図る。(詳細は別紙や写真等を添付) ・△△工程マニュアルを作成し、分業化を可能とした。(詳細は別紙や写真等を添付)			

⑱文化財の保存又は生業的職種に従事の有無					
始期		終期		文化財の名称(指定状況)・所在地・修復内容、従事内容等	
年	月	年	月		
7	8	9	7	〇〇神社〇〇灯籠(〇〇県△△市、〇〇県指定文化財第〇号)の〇部分の修復	

文化財には天然記念物史跡・国宝を含む

文化財登録されている場合は下記のとおり詳細を明記する

推 薦 調 書

推薦者	団体名	〇〇工業組合
	所在地	名古屋市中区三の丸〇-〇-〇
	電話番号	052-111-1111

① 職業部門 — 職種区分 — 職種名 (別表からコード番号転記)	職種名 (別表から転記)	事業所内で本人が従事している職種
Ⅱ — 1 — ②	板金工	板金工

②氏名 (旧氏名等)	鈴木一郎 (山本)		⑥就業先	事業所名	〇〇工業(株)		
	③生年月日 年齢・性別	1959年 7月 20日 (60歳) *年齢は、2019. 11. 1現在の満年齢		部署・地位	△△工場 〇〇課 係長		
④最終学歴		△△工業高等学校 (機械科) 卒・中退		所在地	岡崎市〇〇町〇〇1番地 〒444-0001 TEL (0564) 11-1111		
	⑤現住所	名古屋市中区〇〇一丁目2番3号 〇〇マンション101号 〒460-8501 TEL (052) 123-4567			従業員数	事業所全体 9,800人	資本金
				1日平均の就労時間 (うち技能従事時間)		8 時間 8 時間	
				技能の主な従事内容	旋盤による〇〇の加工 <small>後進への施術指導等も技能従事時間に含める。</small>		

⑦職歴	名称等		在職期間		在職年月数	重複を除く年月数
	事業所名 (部署名)	職務内容	始期	終期		
	(株)××興業	板金工	52 4 1	53 3 15	11.5	42年6.5月
	〇〇工業(株) △△工場	板金工	53 4 1	61 3 31		
		" 作業長	61 4 1	7 3 31		
		" 係長	7 4 1	現 在		

⑧審査委員歴等	名称 (従事内容)	主催等	始期	終期
	中央技能検定委員 (工場板金) (委嘱状の写し添付)	国・中央職業能力開発協会	14 4	17 3
	県技能検定委員 (工場板金) (")	愛知県・愛知県職業能力開発協会	8 4	14 3
	県技能検定補佐員 (工場板金) (補佐員名簿添付)	愛知県・愛知県職業能力開発協会	5 7	8 3
	〇〇技能コンクール審査委員 (委嘱状等の写し添付)	〇〇工業組合	8 7	8 8

⑨団体役員歴等	団体等名称 (地位)	始期	終期	⑩模範性	地域社会活動の実績	
	〇〇工業組合(理事)	13 4	現 在		〇〇町内会長 (14年4月～現在) △△小学校PTA役員 (62年4月～63年3月) 〇〇消防団員 (60年4月～63年3月)	
				刑罰の有無	交通違反罰金は5年で消滅	有・無
				破産宣告の有無		有・無
				成年被後見・被保佐人に該当		有・無

⑪障害の有無	障害名	左下肢切断		⑫過去の推薦状況	29年度、	28年度
	級・程度	3級	認定年月日		S54.6.8	合計

刑の消滅:刑法34条の2による消滅
 ○禁固以上の実刑の時は刑の執行の終了の月の翌月から起算して10年
 ○現金等納付による刑の執行の終了の場合は刑の執行の終了の月の翌月から起算して5年経過した時刑の消滅となる

⑬ 免許・資格等	名称	取得年月日	名称	取得年月日
		年 月 日		年 月 日
	職業訓練指導員免許(自動車整備科) (免許証の写し添付)	10 11 10	免許証の写し等、証拠書類のないものは記載しない	
	技能検定1級(工場板金(曲げ板金作業)) (合格証書の写し添付)	63 4 5		
	ものづくりマイスター認定 あいち技の伝承士認定	26 11 7 30 7 3		

詳細は別添書類とし、簡潔に概要のみ記載する

⑭技能の特徴・評価・実績等(概要)

長年にわたり、車両開発を目的とした試作車両の製作に従事してきた。
 ・電気自動車などの車両開発の支援体制を実現した。(詳細は別紙や写真等を添付)
 ・量産試作では、改善メンバーとして〇〇試作検討体制等を新規に確立する等多大な功績を果たした。(詳細は別紙や写真等を添付)

表彰状の写し等、証拠書類のないものは記載しない

⑮ 表彰・入賞歴	名称	受賞年月日	表彰実施団体	表彰の内容
		年 月 日		
	技能に対する表彰・入賞			
	全国〇〇コンクール 内閣総理大臣賞	12 11 1	〇〇工業組合連合会	優れた技能に対する表彰 (表彰状の写し添付)
	第×回 技能五輪全国大会 入賞	20 11 5	中央職業能力開発協会	〇〇職種 第3位 (表彰状の写し添付)
	叙勲、褒章、その他功績に関する表彰			
	△△会 貢献表彰	14 8 10	愛知県技能士会連合会	事業推進に対する感謝状 (表彰状の写し添付)
	愛知県職業能力促進大会 功績表彰	10 11 20	愛知県職業能力開発協会	訓練生指導功績(表彰状の写し添付)
	××市 功労表彰	8 5 1	××市	市政功労(表彰状の写し添付)

⑯ 後進の指導育成実績	件名	始期	終期	内容	
		年 月	年 月	公共職業訓練校名又は県の認定職業訓練実施団体・事業所名	訓練科名
	公共職業訓練又は県の認定職業訓練(指導員又は講師)	5 4	13 3	〇〇工業(株)〇〇学園(講師)	〇〇科
	内部の教育訓練(取引先企業・関係団体を含む)	60 4 20 4	2 3 24 3	社内指導 △△会社の技術指導	取引先会社への技術指導
	海外技術指導	6 7 14 1	6 8 14 3	〇〇国〇〇会社における現地技術指導 〇〇国からの研修生に対する技術指導	指導に当たった日数を通算し、必ず記載する

3年間にわたり1年当たり2日ずつ指導した場合	指導実日数	内容
2年間にわたり1ヶ月当たり2日ずつ指導した場合	6 日	あいち技能プラザ
10年間にわたり1ヶ月当たり5日ずつ指導した場合	48 日	〇〇市市民開放技能教室指導員
	600 日	△△会社への技術講習会
	24 日	〇〇工業高校 〇〇技術指導

⑰ 作業改善等	区分	特許 1 件	実用新案 2 件	意匠登録 件	その他 10 件
	概要	・〇〇の発明(特許取得番号)(詳細は別紙や写真等を添付) ・△△工程における△△の改良により、安全性・生産効率とも向上し、年間約480万円のコストダウンを実現。(詳細は別紙や写真等を添付) ・◇◇工程の改善を図り、納期が従来の10日から8日に短縮。(詳細は別紙や写真等を添付)			

特許等は、登録内容が確認できる書類を添付する

⑱文化財の保存又は生業的職種に従事の有無			
始期	終期	文化財の名称(指定状況)・所在地・修復内容、従事内容等	
年 月	年 月		